

農業基盤の整備や災害復旧に取り組む皆様を支援します。

■むらづくり農業基盤整備事業（市単独事業）

- ・土地改良区や集落などが行う農業生産基盤や農村集落環境の整備と維持管理に対して、原材料の支給や補助金交付により支援

1. 対象者

- ・土地改良区、大字、集落等農業用施設の管理団体

2. 対象事業

- ・農道、かんがい排水施設（用排水路、農業用ため池、農業用井戸等）の新設、改良又は補修等

3. 要件

- ・受益面積 おおむね0.2ha以上

4. 支援の内容

(1) 原材料等支給

- ・舗装用生コンクリート、U字溝、水路蓋などを支援

(2) 補助金交付

- ・工事費の40～80%（申請団体の所属者戸数により異なる）を補助

■農業用施設災害復旧事業（市単独事業）

- ・異常な天然現象（融雪、豪雨、地震等）により被災した農業用施設の復旧に対し、復旧工事を行い支援
- ・応急仮復旧について、原材料支給、機械借り上げへの支援

1. 対象者

- ・土地改良区、大字、集落等農業用施設の管理団体

2. 要件

- ・農業受益地2戸以上（受益面積の要件なし）

3. 支援の内容

(1) 市発注工事

- ・地元負担金35%以下（事業費÷受益者数により軽減措置あり）

(2) 補助金交付

- ・工事費の65%以上を補助（事業費÷受益者数により嵩上げ措置あり）
※地すべり区域内は100%補助、その他補助対象工事費の規定あり

(3) 原材料等支給

- ・応急仮復旧に必要なパイプ等の材料を支給

(4) 機械借上げ

- ・応急仮復旧に必要なバックホウ等の借上げ

■小規模農地基盤整備事業（市単独事業）

- ・農業を営むものが行う区画整備（畔抜き）に対して、補助金交付により支援

1. 対象者

- ・農業を営むもの

2. 補助対象基準

- ・農地面積10a以上

3. 支援の内容

(1) 補助金交付基準

- ・補助金の上限100,000円以内
- ・補助率1/3

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。